令和4年度の本市の防災体制について

大規模かつ多様化する自然災害や新型コロナウイルス感染症等の緊急事態に対し、より迅速な意思決定及び庁内外への情報伝達を行うため、危機管理体制の強化を図ります。

1 危機管理課の市長室への移管

災害発生時などに迅速な判断、活動を可能とすることで、市民の安全安心の向上を 図るため、令和4年度より、危機管理課は市民部から市長室へ移管します。

2 市長室に「危機管理監(担当課長)」の配置

災害発生時は市長・副市長を補佐するとともに災害対策本部事務局を指揮し、平時に おいては防災力の向上や防災訓練などを指導助言する危機管理監を新設します。

